

申し込み時の ①行事名(日時・曜日・コースなども) ②住所(郵便番号も) ③氏名(ふりがな) ④年齢
 必要事項 ⑤電話番号 ⑥学校名・学年(児童・生徒のみ) ⑦返信先(往復はがきの場合)

施設によって、申し込み受け付け時間が異なります。ご確認ください。

予防接種を受けましょう

市が無料で実施しているお子さんの予防接種は下表の通りです。市が委託している医療機関は、市コールセンター☎222-4894へお問い合わせください。

【詳細】区役所(17階)の地域保健課(ただし、東区は☎711-3211、南区は☎581-5211)

種類	接種対象年齢	接種回数	実施時期	実施場所
ポリオ ※27ページ参照	生後3~90カ月未満	6週以上の間隔で2回	5月・10月	区保健センター
3種混合(百日せきジフテリア破傷風)	1期初回	生後3~90カ月未満	3~8週間隔で3回	委託医療機関
	1期追加	生後3~90カ月未満		
	2期(ジフテリア破傷風)	11~13歳未満		
麻疹	生後12~90カ月未満	1回		原則、4カ月児健診で実施
風疹	生後12~90カ月未満			区保健センター
B C G	生後6カ月未満			

市内で出生する生後4日

先天性代謝異常症等検査

【詳細】各保育所

■保育所開放の会場

会場	所在地	電話
新川保育園	北区新川1の5	☎762-2736
新琴似保育園	北区新琴似8の3	☎764-0555
みかは保育園	東区北19東5	☎742-8101
青葉保育園	白石区菊水5の2	☎816-0277
東白石保育園	白石区南郷通8北	☎846-3356
美園保育園	豊平区美園5の7	☎824-8452
琴似保育園	西区二十四軒3の5	☎613-7882

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

保育所開放

地域の親子が気軽に集う場で、保育所の子供との交流も楽しむことができます。
 期日月曜・金曜の午前10時~11時30分(午後も一部開放)。

会場男女共同参画センター(17階)。

6日の赤ちゃんを対象とした集団検査を実施しています。この検査は、先天性の病気の発見、治療に役立てるものですが、4月から、より新しい検査を始めます。新たな採血は不要です。
 申込産科医療機関などで配布している申込書を医療機関へ提出。
 【詳細】保健科学課☎(841)7672
親子サロン「ほっほ」
 内容親子で楽しめる遊び、読み聞かせなど。
 日時4月27日(来年3月22日の第2・4水曜午前10時~11時30分)・4・8月は第4水曜5・11・12月は第2水曜のみ)。

土地の購入・利用にはご注意を

市街化調整区域とは▽
 市街化調整区域は、都市の健全な発展と計画的な街づくりを図るため、市街化を抑制する区域として定められています。一般住宅や工場はもちろん、簡易なプレハブ構造の建物など、構造・用途や基礎の有無にかかわらず建物の建築が規制されています。農業用倉庫を工場など別の目的に使用する用途変更も規制されています。

△土地購入についての相談▽

「市街化調整区域と知らずに土地を買ってしまった」土地を買ったが公道に接していないので家が建てられない」など土地売買に関するトラブルが増えています。契約書を取り交わしたり手付金を支払う前にご相談ください。
 また、市街化調整区域の山林や原野を図面上で区分筆し、宅地と見せかけた現状有姿分譲地は、将来市街化区域となる保証はありませんし、建物を建てることもできませんのでご注意ください。
 【詳細】宅地課☎(211)2512

住宅・土地

【詳細】男女共同参画センター☎(728)1222

高齢者・障がい者住宅リフォーム資金融資

必要書類や取扱金融機関など詳細はお問い合わせを。
融資限度額・利率①無落雪屋根への改造を含む場合400万円。②①以外の工事300万円。無利子。

償還方法・期間元金均等毎月払い。①は20年以内、②は15年以内。ただし、無担保融資の場合はいずれも5年以内。
対象市内にある住宅のリフォームをする市民で次の条件に該当する方。①55歳以上の方か障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方と、その同居親族(親子は別居可)②前年所得が千200万円以下③20歳以上で70歳(75歳、82歳の場合あり)までに返済できる④市民税を滞納していない。
申込期限来年1月31日(火)。来年3月31日(金)までに融資実行手続きの完了が必要。
申込4月18日(月)から市役所7階住宅課、区役所の保健福祉サービス課で配布する申込書などを提出。

春の建築物防災週間

06 【詳細】都市計画課☎(211)2506
 (4/20~4/26)
 外壁の落下事故や地震・火災による災害を防ぐため、建築物の所有者は日ごろから建築物の点検を心掛けてください。期間中は、多くの方が利用する建物の防災査察を行います。
【詳細】監察課☎(211)2867
融雪期の土砂災害にご注意を
 がけの近くにお住まいの方や土地をお持ちの方は、融雪水によるがけ崩れと土砂の流出に十分ご注意ください。
点検①融雪水でがけ面が緩んでいないか。②異常に流水が集中したり、がけ面から水が湧いたりしていないか。③擁壁に膨らみや亀裂が生じていないか。
心得融雪水ががけ面に流れ込まないよう、必要に応じて板や土のうで仮排水路を設けてください。擁壁などに異常を発見したときは、直ちにご相談ください。

土地価格地図を無料配布中

【詳細】住宅課☎(211)2832
 1月1日時点の地価公示価格と昨年7月1日時点の地価調査価格を表示した地図です。
配布場所市役所5階都市計画課、区役所は。

規制丘陵地や山側一帯は、がけ崩れなどの防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に指定されています。区域内では、法面の生成や擁壁の設置などで基準の高さ(切土2.5m、盛土1.5m、切盛土2.5m)を超えるが

規制丘陵地や山側一帯は、がけ崩れなどの防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に指定されています。区域内では、法面の生成や擁壁の設置などで基準の高さ(切土2.5m、盛土1.5m、切盛土2.5m)を超えるが

規制丘陵地や山側一帯は、がけ崩れなどの防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に指定されています。区域内では、法面の生成や擁壁の設置などで基準の高さ(切土2.5m、盛土1.5m、切盛土2.5m)を超えるが

規制丘陵地や山側一帯は、がけ崩れなどの防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に指定されています。区域内では、法面の生成や擁壁の設置などで基準の高さ(切土2.5m、盛土1.5m、切盛土2.5m)を超えるが

規制丘陵地や山側一帯は、がけ崩れなどの防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域に指定されています。区域内では、法面の生成や擁壁の設置などで基準の高さ(切土2.5m、盛土1.5m、切盛土2.5m)を超えるが